

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価(令和元年度実績評価)

《 評価の目安 》 達成率 80%以上:「5」 達成率 60～79%:「4」 達成率 40～59%:「3」 達成率 20～39%:「2」 達成率 19%以下:「1」

市町村名	番号	総括表		フェイスシート					令和元年度(中間見直し) ※実施したものは記入してください			令和元年度(実績評価)			取組の効果や成果として考えられること		
		【区分】 ①「自立支援、介護予防・重度化防止」 ②「介護給付適正化」 から選択してください	タイトル	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法		実施内容	自己評価		課題と対応策	実施内容	自己評価		課題と対応策	
							時点	評価の方法		評価(1～5)	評価(1～5)						
鳴沢村	1	①自立支援、介護予防・重度化防止	自立支援・重度化防止等の取組	本村は、自立した生活を営む高齢者が多く、介護認定率は全国平均より低く、元気な高齢者が多い。一部の高齢者は、介護予防への意識が高く、村のケアや介護予防事業に積極的に参加している。地域性により、重度化しない介護認定を受けたい傾向があり、高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあり、また、男性の介護予防事業参加が低い。65歳以上の高齢者が増加しているが、認知症高齢者への対策が課題であり、また、住み慣れた村でまぎれいももって自立した生活を送らうと、多職種と連携し情報共有を行っていく必要がある。	○自立支援・重度化防止 ・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ○認知症対策 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働(年10件程度の訪問) ・認知症サポーターの養成研修の実施(年1回程度) ・相談体制の充実(高齢者が集まる事業に出向く相模:年3回程度) ・ケアプランチェックの実施(60件程度) ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施(全ての申請者を対象に点検) ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施(年2回程度)	■中間見直しあり □実績評価のみ	・介護予防教室、地域ケア会議の実施回数把握 ・認知症初期集中支援チームの訪問回数 ・認知症サポーター養成研修の実施回数 ・相談体制の充実 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施回数	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーターの養成研修の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプランチェックの実施 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施	3	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーターの養成研修の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプランチェックの実施 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーターの養成研修の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプランチェックの実施 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーターの養成研修の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプランチェックの実施 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施	3	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーターの養成研修の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプランチェックの実施 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 ・介護保険に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施	自己評価の内容を踏まえ、自立支援・重度化防止等の取組が実施できた。		
鳴沢村	2	②介護給付適正化	介護給付適正化への取組	介護サービスが必要とする被保険者が適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより支給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促す。要介護認定者や介護給付費の増加が見込まれるが、不適切なサービス提供を抑制し、介護給付費や介護保険料の増加を抑制して介護保険制度を維持している。介護給付適正化の主要事業の一つのケアプラン点検については、職員体制の確保や専門的知識の習得等が課題である。	○要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) ○ケアプラン点検 ○住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査) ○縦覧点検・医療情報との実合 ○介護給付費の通知	■中間見直しあり □実績評価のみ	主要5事業の目標件数に対する実施数	・要介護認定の適正化 ・ケアプラン点検 ・住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 ・縦覧点検・医療情報との実合 ・介護給付費の通知	4	・要介護認定の適正化 調査及び委託した認定調査について100%事後点検を実施。 ・ケアプラン点検 点検件数35件(4～9月) 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)してもいい点検。 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 住宅改修点検件数2件、改修の必要性を確認し、書面点検と自宅へ訪問し、改修前後を点検。 福祉用具購入調査件数2件、福祉用具購入の必要性を確認するため、書面による点検。 福祉用具貸与調査件数25件、軽度者等の福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認。 ・縦覧点検・医療情報との実合 関係連合会が作成(委託)し8月9日に送付。 ・介護給付費の通知 関係連合会が作成(委託)し8月9日に送付。	・要介護認定の適正化 ケアプラン点検については、職員体制の確保が必要。(今年度は専門的知識を持つ臨時職員を任用して点検を依頼しているが、次年度以降は正職員に点検を実施する予定。) ケアプラン点検や住宅改修の点検等は専門的知識が必要であり、専門的知識の習得が必要である。	・要介護認定の適正化 調査及び委託した認定調査について100%事後点検を実施。 ・ケアプラン点検 点検件数33件(4～3月) 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)してもいい点検。 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 住宅改修点検件数4件、改修の必要性を確認し、書面点検と自宅へ訪問し、改修前後を点検。 福祉用具購入調査件数4件、福祉用具購入の必要性を確認するため、書面による点検。 福祉用具貸与調査件数43件、軽度者等の福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認。 関係連合会が作成(委託)して実施。 ・介護給付費の通知 関係連合会が作成(委託)し、年4回(6.9.12.3月)送付。	・要介護認定の適正化 調査及び委託した認定調査について100%事後点検を実施。 ・ケアプラン点検 点検件数33件(4～3月) 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)してもいい点検。 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 住宅改修点検件数4件、改修の必要性を確認し、書面点検と自宅へ訪問し、改修前後を点検。 福祉用具購入調査件数4件、福祉用具購入の必要性を確認するため、書面による点検。 福祉用具貸与調査件数43件、軽度者等の福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認。 関係連合会が作成(委託)して実施。 ・介護給付費の通知 関係連合会が作成(委託)し、年4回(6.9.12.3月)送付。	4	・要介護認定の適正化 調査及び委託した認定調査について100%事後点検を実施。 ・ケアプラン点検 点検件数33件(4～3月) 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)してもいい点検。 ・住宅改修・福祉用具に関する調査の実施 住宅改修点検件数4件、改修の必要性を確認し、書面点検と自宅へ訪問し、改修前後を点検。 福祉用具購入調査件数4件、福祉用具購入の必要性を確認するため、書面による点検。 福祉用具貸与調査件数43件、軽度者等の福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認。 関係連合会が作成(委託)して実施。 ・介護給付費の通知 関係連合会が作成(委託)し、年4回(6.9.12.3月)送付。	令和元年12月18日及び令和2年2月25日に、県ケアプラン点検に関する「VtVサークル」派遣事業を活用し、職員3名がケアプランに関する知識の習得を図ったが、要する職員体制の確保及び専門知識の習得が必要。(今年度は専門的知識を持つ臨時職員を任用して点検を依頼しているが、次年度以降は正職員に点検を実施する予定。) 同時に、住宅改修の点検等についても専門的知識が必要であるため、知識の習得が必要である。	